
一般社団法人サステナブリッジ 定款

令和元年	9月19日	作成
令和元年	9月24日	公証人認証
令和元年	10月1日	設立
令和3年	2月27日	変更
令和3年	5月7日	変更
令和4年	11月8日	変更

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人サステナブリッジと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ミャンマーの人々の自助努力による自立を支援し、持続可能な発展にむけて、技術協力・教育、及び人材育成・生計向上・環境保全・女性支援・人道支援を行うことを通してミャンマーの人々の幸せを願い、健やかな経済発展、和平構築に寄与していくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 社会的弱者を対象とした技術訓練、及び職業訓練運営事業
2. 技術支援を通じた教育、人材育成、生計向上支援事業
3. 女性の生計向上支援事業
4. 環境保全に関する事業
5. 緊急を要する人道支援に対する必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に関連する啓発活動、調査、イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営、管理、及び実施
7. 前各号に掲げる事業に関連するコンサルティング業務
8. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(社員総会の権能)

第12条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(招集)

第13条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事がこれに署名又は記名押印する。議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務・権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第24条 本会に理事会を置く。理事会は少なくとも半期に一度開催するものとする。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

(剰余金の不分配)

第32条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第7章 解散

(解散)

第33条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

以上、当法人の定款に相違ない

令和4年 11月8日
一般社団法人サステナブリッジ
代表理事 森晶子

